平成15年(行ケ)第317号 審決取消請求事件 平成15年11月11日判決言渡、平成15年11月4日口頭弁論終結

決 東洋アルミホイルプロダクツ株式会社

訴訟代理人弁理士 泰 西 告 日本製箔株式会社 訴訟代理人弁理士 Ш 本 拓

特許庁が無効2002-35519号事件について平成15年6月17日にし た審決を取り消す。

訴訟費用は各自の負担とする。

事実及び理由

第1 原告の求めた裁判 主文第1項同旨の判決。

#### 事案の概要

特許庁における手続の経緯

原告が特許権者である本件特許第3230991号(発明の名称「システムキッ チンガスコンロ用汁受け皿覆い」)は、平成8年6月11日に出願され(国内優先権主張日平成8年3月28日)、平成13年9月14日に設定の登録がされた。

本件特許の請求項1、2に係る各発明について、被告が無効審判の請求をし(無 効2002-35519号)、特許庁は、平成15年6月17日、「特許第323 0991号の請求項1ないし2に係る発明についての特許を無効とする。」との審 決(本件審決)をし、その謄本を同年6月27日に原告に送達した。

## 本件審決の理由の要点

本件審決は、本件特許の請求項1、2に係る発明の要旨を特許明細書(登録時)の請求項1、2に記載のとおりと認定したうえ、請求項1に係る発明は審判甲第1ないし第7号証記載の発明及び周知技術に基づいて、請求項2に係る発明は審判甲 第1ないし第9号証記載の発明及び周知技術に基づいて、いずれも当業者が容易に 発明をすることができたものであるから、本件特許は特許法29条2項の規定に違 反してなされたものであり、同法123条1項2号に該当し、無効とすべきもので あると判断した。

### 原告の主張の要点

訂正審決の確定

原告は、本訴提起後の平成15年7月1日、本件特許の請求項1に係る特許請求 の範囲を減縮する訂正審判の請求をした。特許庁は、これを訂正2003-391 38号として審理し、平成15年8月6日、本件特許に係る明細書及び図面を訂正 審判請求書に添付された訂正明細書(本件訂正明細書)及び図面のとおり訂正する ことを認める旨の審決(本件訂正審決、甲13)をした。

審決取消事由

本件訂正審決は、その謄本が平成15年8月18日原告に送達されたことによっ て確定し、その結果、本件特許の請求項1に係る特許請求の範囲は、出願時に遡っ て減縮され、これに伴って請求項1の引用形式で記載された請求項2に係る特許請 求の範囲も、出願時に遡って減縮されて、本件訂正明細書に記載された特許請求の 範囲の請求項1、2のとおりのものとなった。本件審決は、本件訂正審決により既 に存在しないものとなった登録時(訂正前)の請求項1、2に係る発明を対象とし てされたものであるから、結果的に判断の対象とすべき発明の内容を誤ったことに なる。したがって、本件審決は、取り消されるべきである。

## 第4 当裁判所の判断

前記第3の1の本件訂正審決確定の事実は当事者間に争いがなく、証拠(甲10 ないし13)によれば、本件訂正審決の確定により、請求項1に係る特許請求の範 囲が減縮され、これに伴って請求項1の引用形式で記載された請求項2に係る特許 請求の範囲も減縮されたと認められる。したがって、本件審決は、原告主張の事由 により、取り消されるべきである。

# 東京高等裁判所第18民事部

裁判長裁判官 塚 原 朋 一

裁判官 古 城 春 実

裁判官 田 中 昌 利